

福井県土木部におけるＩＣＴ活用工事試行要領

1. 趣旨

この要領は、福井県土木部が発注する建設工事において、「ＩＣＴ^(※1)の全面的な活用（ＩＣＴ土工）」（以下、「ＩＣＴ活用工事」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。

2. ＩＣＴ活用工事

2-1 概要

ＩＣＴ活用工事とは、以下に示すＩＣＴ土工における施工プロセスの各段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事であり、ＩＣＴ活用工事を現場で実施することをＩＣＴ活用施工という。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ＩＣＴ建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、①～⑤全ての段階においてＩＣＴを活用するものとする。

2-2 各段階におけるＩＣＴ

① 3次元起工測量

起工測量において、下記1)～3) の方法により3次元測量データを取得するため測量を行うものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- 2) レーザースキャナーによる起工測量
- 3) その他の3次元計測技術による起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や2-2①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

2-2②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元データを用いて、下記1)～4) に示す技術（ＩＣＴ建設機械）により施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術^(※2)
- 2) 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術^(※2)
- 3) 3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術^(※3)
- 4) 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術^(※3)

④ 3次元出来形管理等の施工管理

2-2 ③により施工された工事完成物について、ICTを活用して施工管理を実施する。

<出来形管理>

下記1)～5)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による出来形管理技術（土工）
- 2) レーザースキャナーによる出来形管理技術（土工）
- 3) TS^(※4)による出来形管理技術（土工）
- 4) RTK-GNSS^(※5)による出来形管理技術（土工）
- 5) その他の3次元計測技術による出来形管理技術（土工）

<品質管理>

下記6)の技術を用いた品質管理を行うものとする。

- 6) TS・GNSSによる締固め回数管理技術（土工）

⑤ 3次元データの納品

2-2 ④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

※監督・検査についても、表-1に示すとおり3次元データに対応した要領により対応することとする。

※各段階におけるICTの適用工種については表-1を参照。

表-1 ICT活用工事と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用工種		監督・検査 施工管理	備考
				河川土工 ・海岸土工 ・砂防土工	道路土工		
3次元測量	空中写真測量（無人航空機）による起工測量	測量	—	○	○	①、②、③、⑯	
	レーザースキャナーによる起工測量	測量	—	○	○	④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑯、⑰	
ICT建設機械 による施工	3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術 3次元マシングガイダンス（ブルドーザ）技術	まきだし 敷均し 掘削 整形	ブルドーザ	○	○		
	3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 3次元マシングガイダンス（バックホウ）技術	掘削 整形	バックホウ	○	○		
3次元出来形 管理等の施工 管理	空中写真測量（無人航空機）による出来形管理技術（土工）	出来形計測 出来形管理	—	○	○	①、②、③、⑯	
	レーザースキャナーによる出来形管理技術（土工）	出来形計測 出来形管理	—	○	○	④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑯、⑰	
	TSによる出来形管理技術（土工）	出来形計測 出来形管理	—	○	○	⑩、⑪、⑫、⑬	
	RTK-GNSSによる出来形管理技術（土工）	出来形計測 出来形管理	—	○	○	⑭、⑮	
	TS・GNSSによる締固め回数管理技術	締固め回数 管理	締固め回数 管理	○	○	⑯、⑰	

【要領一覧】

- ①空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）
 - ②空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
 - ③無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
 - ④地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）
 - ⑤地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
 - ⑥無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）
 - ⑦無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
 - ⑧地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）
 - ⑨地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
 - ⑩TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）
 - ⑪TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
 - ⑫TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）
 - ⑬TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
 - ⑭RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）
 - ⑮RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
 - ⑯TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領
 - ⑰TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領
 - ⑱UAV を用いた公共測量マニュアル（案）
 - ⑲地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）
 - ⑳UAV搭載型レーザースキャナを用いた公共測量マニュアル（案）
- ※各要領が改正された場合、最新の要領を用いることとする。

2－3 対象工種

本要領に基づき実施するICT活用工事は、以下の条件を満たすものとする。

ただし、特段の理由（災害に伴う緊急工事、災害復旧工事、河床等（水中部）掘削工事、随意契約の工事等）がある場合は、ICT活用工事の対象としないものとする。

- ①原則として、以下の（1）、（2）の工種において、 $1,000\text{m}^3$ （※⁶）以上の土工量を含む工事。
 - (1) 河川土工、海岸土工、砂防土工
 - ・掘削工
 - ・盛土工
 - ・法面整形工
 - (2) 道路土工
 - ・掘削工
 - ・路体盛土工
 - ・路床盛土工
 - ・法面整形工

3. I C T活用工事の実施方法

3－1 発注における入札公告等

入札公告時、別途定める特記仕様書を添付し、I C T活用工事の適用対象とすることを明示する。

4. I C T活用工事実施の推進のための措置

4－1 工事成績評定における加点措置

I C T活用工事を実施した場合は、「創意工夫」における【施工】「I C T（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」において評価するものとする。

5. I C T活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にI C T活用工事を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

5－1 施工管理、監督・検査の対応

I C T活用工事を実施するにあたって、国土交通省から発出されている施工管理要領、監督検査要領（表－1 I C T活用工事と適用工種）に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員および検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

また、当面の間、監督・検査等に係る機器（3次元データを閲覧可能なパソコン等）は、受注者が準備するものとする。

5－2 I C T活用工事の実施手続

I C T活用工事の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書を発注者へ提出し、協議が整った場合、I C T活用工事を実施することができる。

また、入札公告時にI C T活用工事の適用対象としていない工事も、I C Tを全面的に活用する工事を受注者が希望した場合は、受注者は協議書を発注者へ提出し、協議が整った場合、I C T活用工事を実施することができる。

なお、入札公告時にI C T活用工事の適用対象としていない工事で、I C T活用工事を実施する場合、当試行要領に基づき実施することとする。

5－3 工事費の積算

発注者は、発注に際して、ＩＣＴ土工によらない従来の「土木工事積算基準書（福井県土木部）」を用いるものとする。

ＩＣＴ活用工事の実施を指示した場合、国土交通省から発出されている「ＩＣＴ活用工事積算要領」に基づき設計変更を行う。

また、現行基準による2次元の設計ストック等によりＩＣＴ活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費および3次元設計データ作成経費について見積りの提出を求め、設計変更を行う。

5－4 現場見学会・講習会の実施

ＩＣＴ活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会を隨時実施するものとする。

＜注釈＞

※1 ＩＣＴ：Information and Communication Technology の省略。「情報通信技術」

※2 3次元マシンコントロール（ブルドーザ・バックホウ）技術：

自動追尾式のＴＳ（※4）やＧＮＳＳ（※5）などの位置計測装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工箇所の設計データと現地盤データとの差分に基づき、施工機械をリアルタイムに自動制御し施工を行う技術。

※3 3次元マシンガイダンス（ブルドーザ・バックホウ）技術：

マシンガイダンス技術とは、自動追尾式ＴＳやＧＮＳＳなどの位置計測装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工箇所の設計データと現地盤データとの差分をオペレーターに提供し、施工機械の操作をサポートする技術。

※4 ＴＳ：トータルステーション

※5 ＧＮＳＳ：Global Navigation Satellite System の省略。「全球測位衛星システム」

※6 土工量1,000m³以上の工事とは：

土の移動量の計が1,000m³以上のものとする。

例：掘削土量500m³、盛土土量500m³の工事は、1,000m³と数える。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から適用する。

この要領は、平成29年7月18日から改訂する。

この要領は、平成31年1月18日から改訂する。

この要領は、令和2年2月14日から改訂する。